

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

|                   |                       |  |
|-------------------|-----------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 鳥取県東伯郡琴浦町<br>(313718) |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下郷地区<br>(平和集落)        |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年11月22日<br>(第1回)   |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平地農業地域の田畑型に該当し、下郷地区の東に位置する畑地帯で営農がされている。集落内では、法人による酪農や、ブロッコリー・すいかなど野菜の作付がなされており、集落で営農する担い手耕作者は法人を除き後継者も多く、広くすぐさま課題に直面する状況ではないものの、基盤整備等で整備されたほ場を含む集落内の農用地を担い手に集積・集約させる取組みをどう構築するかが今後の取組みの課題としてあげられる。

【地域の基礎的データ】

地域内の農業従事者数:28人(認定農業者等8人うち法人数1)

主な作物:小麦、飼料作物、芝、ブロッコリー、白ねぎ、すいか

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落の酪農家や担い手のほか近隣の集落で営農する担い手等に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、基盤整備事業が完了したことに伴い、その周辺の荒廃農地に対する再生事業等の活用によりブロッコリー、白ねぎ、小麦などを作付する担い手に再配分を行い団地化を進める。

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から新たな農地を利用する者の人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域の農用地や水路等施設の維持管理や農用地の集積・集約を円滑に行うため、多面的活動組織を設立し、組織が中心となって取組めるような体制づくりをし、地域と担い手が一体となって農用地を利用・維持管理をしていく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 34 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 34 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| <p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。これを確実に進めるため、多面的機能活動組織により農用地の状況の把握を行い、多面的機能活動組織が中心となって取組みを進める。</p> <p>あわせて、地域内の耕作されている農用地に隣接する再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積・団地化を進める。</p> |
| <p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。</p>  |
| <p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>酪農家など大型機械を有する担い手や大きく農地の集約が見込まれるブロッコリーや芝農家、白ねぎ・ミニトマト・すいか・メロン等高収益作物を作付する農家のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備が概ね完了し、換地処分を行っている。</p> <p>引き続き、農地中間管理再生活用事業及び必要に応じて整備事業を実施し、ブロッコリー、白ねぎ、飼料作物を生産する担い手への集積・集約を行う。</p>                  |
| <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>町や集落、JA及び生産組合（生産部）と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あつせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。</p>   |
| <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で農作業の効率化を図るため水稻を作付する農地はJAへ必要に応じて作業委託する。</p> <p>また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、町内の飼料生産組合（（合）東伯コントラ生産組合）などへの委託を行い進めるものとする。</p> <p>草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施する。</p>                               |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|   |   |   |   |  |
|---|---|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出              | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入及びオペレーター人材の育成・確保に努める。
- ⑤果樹園においては、新たな品種、栽培方法等普及所や生産部等と連携して進めるとともに、今後将来的に離農が予定される地区内の果樹園の適切な把握や管理を行う。梨園については、営農の継続が困難な者の梨園について梨の生産拡大や新規に梨の生産を検討している者に繋ぐリレー制度を生産部等と連携して行う。
- ⑦保全管理の作業は原則所有者または耕作者が行うが、個人管理が困難な農用地については、多面的機能活動組織で保全管理し、遊休農地の発生防止を図る。
- ⑧地域内の共同で利用する農業用倉庫などの施設、水路等については、集落または所有者等で維持管理を行うとともに、必要に応じて建替えや更新などを行う。また、担い手のニーズに基づき、畑地において灌がい施設を要する箇所にはニーズにあわせ、国営灌漑畑かんの敷設など灌がい施設を整備する。
- ⑨酪農家からの家畜排泄物については、堆肥化し希望する地域内農用地で活用するものとする。
- ⑩地域内の牛舎などの畜産施設については、省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設改修も含んだ取組みを行う。